

○福岡県教育振興審議会規則

平成三十一年三月十九日

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県教育振興審議会規則を制定し、ここに公布する。

福岡県教育振興審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）

第三条の規定に基づき、福岡県教育振興審議会（以下「審議会」という。）の位置、組織、所掌事務、委員その他の構成員及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第二条 審議会は、福岡県教育庁（以下「教育庁」という。）内に置く。

(組織)

第三条 審議会は、二十人以内の委員をもって組織する。

(所掌事務)

第四条 審議会は、学校教育及び社会教育の振興その他の重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べ、又は教育委員会の諮問に答申する。

(委員)

第五条 審議会の委員は、学識経験者、教育職員、関係行政機関の職員、福岡県社会教育委員に関する条例（昭和二十四年福岡県条例第七十一号）に定める社会教育委員その他教育委員会において必要と認められた者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

2 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第六条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者又は専門的な知見を有する者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第七条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第八条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する者の互選によりこれらを定める。

4 部会長は、その属する部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、その属する部会の部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第九条 審議会の会議は、会長が招集し、部会の会議は、その部会の部会長が招集する。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、審議会については会長に、部会についてはその部会長に招集を求めることができる。

(議事)

第十条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、教育庁教育総務部総務企画課において処理する。

(補則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年七月七日から施行する。